

2025年3月発行

九州産業大学「エコノミクス」第29巻第2号 別刷

地域運営組織創設からみる 生活支援サービス供給体制構築の可能性

萱 沼 美 香

地域運営組織創設からみる 生活支援サービス供給体制構築の可能性¹

萱沼 美香

1 はじめに

地域における住民主体の生活課題への取り組みは、これまでも介護保険制度下における地域包括ケアシステムの推進や中山間地域における持続可能な地域づくりを行う地域創生施策、また従来から地域の互助や地縁、機能的組織等が独自に行ってきた取り組み等がある。住民主体による生活支援サービスの供給により課題解決を図る体制を地域において構築する際には、まず各施策の関係や既存の仕組みを再考し、既存制度の整理や活用の検討を行う必要がある。それとともに、地域のニーズ調査等により具体的な課題の可視化、地域資源の把握やシーズ調査等による地域資源の可視化を行い、新たに創設が必要なサービスの発見といった地域資源アセスメントを行い、地域に即した住民主体の生活支援サービスの供給体制の構築が求められる。

生活支援サービスの供給体制に関する先行研究には、サービス拡充における地域福祉計画等との連動の必要性を指摘した研究（大藪（2018））、供給主

¹ 本稿における「生活支援サービス」とは、既存の公的サービスでは対応できないが、地域のなかで自立しながら生きがいをもって人間らしい文化的な生活を営む上で、個人（世帯）の家族構成状況といった環境や嗜好等により求められる軽度な行為を供給するサービスとする（萱沼・益村（2018）、p. 12）。

体としての自治会互助活動の現状分析（高井他（2018））や、自治会等の住民組織の役割や課題の考察（星（2015））等があるが、住民主体のサービス供給体制の構築過程に関する研究は少ない現状にある。

そこで、本研究では、住民主体による生活支援サービスの供給にかかる各施策の関係や既存の仕組みを整理し、システム化が進行している介護保険制度下の地域包括ケアシステム構築の取り組み事例を参考に、地方の政令指定都市における住民主体の生活支援サービスの供給体制づくりのあり方について考察する。

本研究では、まず、住民主体による生活支援サービスの供給にかかる国およびA市の施策の動向を資料調査により明らかにし、各施策の関係を整理する。次に、A市における住民主体による生活支援サービスの基盤整備の現状を資料等により明らかにし、A市の介護保険制度下の地域包括ケアシステム構築にかかる事業との関係から住民主体による生活支援サービスを供給する体制づくりについて考察を行う。

2 生活支援サービス供給にかかる政策動向

2-1 国の政策動向

2-1-1 福祉分野施策における生活支援サービス

介護保険施策では、団塊世代が後期高齢者となる2025年を目途に地域包括ケアシステムを構築するための地域づくりが進められてきた。2015年4月に施行された新設サービス「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という。）では、生活支援サービスの充実・強化や、高齢者の社会参加、住民主体の支え合い体制づくり等を図るため、既存のサービスの一部を新たな資源を活用する総合事業への組み込みを行うことが示された。それにより、これまで全国一律基準のもとに実施されていた予防給付のうち生活支援サービスも含む訪問介護と通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる介護保険制度の地域支援事業へ2017年度末までに移行するとされた²。そして、総合事業では助成できないものの、地域の資源として運営上、財政支援が必要とされるものについては、任意事業として市町村

単独事業を実施することとなった。総合事業への移行に際しては、地域内の生活支援ニーズおよび既存の地域資源を把握することが求められる³。把握した生活支援ニーズのうち、対応する既存のサービス事業があるものに関しては総合事業に移行し、充足されていないニーズに関してはそれに対応する資源を特定し、地域内に対応するサービス事業がない場合は開発（新たなサービスの創設）を要する。このような地域資源の把握・整理・開発については、生活支援体制整備事業が実施されることとなった。これらの過程のうち、生活支援ニーズを把握し、既存の事業の整理・確認・選定および必要なサービスの認知・開発を行うことを地域資源のアセスメントという。

「改正介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」（以下「改正ガイドライン」という。）⁴では、新たなサービスの創設に関し、第1層及び第2層の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）（以下、「コーディネーター」という。）⁵が、地域の生活支援サービスのニーズおよび既存の資源を協議体⁶等と協議を通じて把握するなかで、不足するサービスを明らかにし、新たな組織の設立を支援する開発活動を行うとされている。

² 地域支援事業の財源構成は給付と同じく、国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料で構成される。

³ ここでいう「地域資源」とは、地域内にある「支援に活用できるヒト、モノ、財源、情報」といった社会資源をいい、生活支援サービスにおいては、利用できるサービスや活動、連携する団体や組織、協働する人材等がある。

⁴ 厚生労働省（2017）「「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について」（老発0628第9号、2017年6月28日発）をいう。

⁵ 生活支援コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）とは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスにかかる資源開発やネットワーク構築等提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担う者をいう（厚生労働省（2017））。また、コーディネーターの役割を第1層、第2層、第3層に区分しており、それぞれ、第1層は市町村全域を、第2層は日常生活圏域（中学校区域等）を対象に、生活支援の担い手の養成やサービスの開発等の資源開発、関係者のネットワーク化の推進、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等を主たる役割とし、第3層のコーディネーターは、サービス提供主体に置かれ、当該サービス提供主体での利用者と提供者のマッチングを行う役割を担うとされる（厚生労働省（2017））。

また、国の地域福祉施策においては、「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 - 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン -」（以下、「福祉ビジョン」という。）に基づき、従来型の制度ごとのサービス提供ではない「全世代・全対象型地域包括支援体制」を進めている⁷。そして、「ニッポン一億総活躍プラン」に提唱された地域共生社会の実現に向けた検討をより推進するため、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進してきた⁸。これらは、従来の地域福祉施策の枠を超え、各省庁、多機関、多職種にわたる総合的なまちづくりの方向性を示しているといえる。そして、新たな福祉ビジョンを受け、2016年度より総合的な相談支援体制を構築するとともに、ボランティア等とも協働し、地域に不足する新たな社会資源を創出する等の取り組みをモデル的に実施するため、多機関の協働による包括的支援体制構築事業が開始された。次いで、2017年度より住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する事業が実施されている。これらの取り組みのなかで、ボランティア等と協働した新たな社会資源の創出において、各既存制度の対象とならない単身世帯の見守りや買い物支援、地域交流といった生活支援サービスを地域内に創出し、その担い手としてボランティア等による地域住民の参画の促進が示された⁹。

その後、第193回国会（常会）にて「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（「地域包括ケア強化法案」）が2017年6月2日に成立した。同法では、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念として、「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握および関係機関との連携等による解決が図られることを目指す」ことが明記され、同理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努めることを規定している。

⁶ 「協議体」とは、市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークをいう（厚生労働省（2017））。

⁷ 厚生労働省（2015）。

⁸ 厚生労働省（2016a）。

⁹ 厚生労働省（2016b）。

現在は、2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に加え、さらに第2次ベビーブーム世代（1971年～1974年生まれ）が全員65歳以上の高齢者になる2040年に向け、さらなる介護需要の増加や多様化、保険者毎の介護ニーズ差に対応する介護サービス提供体制整備や地域特性に応じた取り組みを推進するための法改正や取り組みが推進されている。

2-1-2 地方創生施策における生活支援サービス

2014年5月に民間機関である「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」（通称：増田レポート）は、今後の日本における人口移動の影響を加味した推計を行った結果、2040年には全国896の市区町村が「消滅可能性都市」に該当するという指摘を行った。このような人口減少に関する危機感の高まりを受け、国は「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、各地域が特性を活かした取り組みにより、自律的・持続的な社会の創生を図るよう施策を講じた。これを受け、市町村は「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を行っている。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）」において、「持続可能な地域をつくるため、「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）に基づき、地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業体の話し合いの下、それぞれの役割を明確にしながら、生活サービスの提供や域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織」として「地域運営組織」が地域の生活支援サービス等を提供する一組織と定義づけられている。また、総務省は、地域課題の解決に向けた多機能型の取り組みを行うための組織形成が必要であるとし、地域創生施策の一環として地域運営組織化の取り組みを推進している。総務省は「地域運営組織」を「地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織」と定義し、全国調査を行っている¹⁰。

¹⁰ 総務省地域力創造グループ振興室（2024）。

総務省の調査によると¹¹、全国での地域運営組織の設置数は2023年度で874市町村において7,710団体となっている。地域運営組織の形成数は総務省調査が開始された2016年度の3,071団体から2倍に増加しているが、地域運営組織が形成されている市区町村数は2016年度の609市町村からあまり増加しておらず、全国の市町村数の約半分となっている。また、地域運営組織の有無を都市分類別にみると、中核市が83.9%と最も多く、一般市や政令指定都市等が6割を超える一方、特別区（26.1%）や町村（34.7%）は少ない。

地域運営組織が生活支援サービスの供給を行っている事例の一つに2004年に設立された秋田県横手市の秋田県南 NPO センター（以下、「センター」という。）がある。同センターの所在する地域では、毎年、雪下ろし中の事故により20人前後が亡くなるといったことが地域課題となっていた。そこで、同センターが中心となり、高齢者等の世帯を対象に雪下ろし等のサービスを業者の料金よりも安価な「支え合い・助け合い価格」で提供する「共助組織」を結成した。現在、市内4地区の共助組織において、地域住民の有志による「地域のおたすけ隊」が実働部隊として、高齢者世帯の屋根の雪下ろしや買い物支援、見守り等の生活支援サービスを有償ボランティアで実施している¹²。

先述の地域包括ケアシステムと地方創成施策で進められている地域運営組織化施策との関係性についての考察は必要であるものの、当該施策で推進されている地域運営組織化のあり様は中山間地域に限らず、各地域においても有用であると考ええる。

2-1-3 生活支援サービス創出支援にかかる施策

2016年9月に公正取引委員会にて公表された「介護分野に関する調査報告書」では、保険サービスと保険外サービスを組み合わせた給付（いわゆる「選択的介護（混合介護）」）の規制緩和を認める見解が示された。その後、2018年に厚生労働省は、混合介護に関して訪問介護と通所介護のルールを整理した通知（「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合

¹¹ 前掲書。

¹² 総務省地域力創造グループ振興室（2015）、p. 41。

の取扱いについて」(2018年9月29日))を都道府県に対して発出した。これにより混合介護の統一的なルールが整理された。混合介護が認められれば混合介護の規制緩和の推進は保険給付費増加といった懸念もある一方、シルバー市場における生活支援サービスの供給が拡大し、利便性や質の向上、事業者の収益増加が期待される¹³。

そのほか、総務省のICT政策では、「ICT 超高齢社会構想会議」において高齢者の自立・コミュニケーション支援や地域コミュニティの活性化を推進するようなICT利活用の推進や、地域社会の課題解決に資する「地域社会DX推進パッケージ事業」を実施している¹⁴。生活支援サービスの供給においては、多様な地域資源の活用とサービスの担い手とサービス利用者のマッチング機能が重要となることから、効率的な運用を実施するためにもICTやAIの活用は重要となるため、当該分野でのモデル構築が望まれる。

2-2 A市の生活支援サービスにかかる政策動向

2-2-1 保健医療福祉施策の動向と生活支援サービス

A市は2040年頃まで人口増加が続くと推計される総人口約161万人の政令指定都市である¹⁵。2023年10月1日現在の高齢者人口割合(21.4%)は、全国(29.1%)を下回り、全国平均と比べ若い年齢構成となっている¹⁶。しかし、A市も全国と同様に今後、高齢化が進展し、2040年には27.8%、2050年には30.8%となると予測されており、なかでも後期高齢者の伸びが大きく、団塊世代がすべて75歳以上となる2025年には、2015年時(14.3万人)の1.6倍(22.8万人)、2040年には2倍(28.4万人)になると推測される。また、

¹³ 東京都豊島区は全国初の取り組みとして、混合介護を国の国家戦略特区制度を利用し始める方針を固めて都と協議を進め、2017年度中に特区申請し、2018年度導入を目指していた。その後、東京都及び豊島区は2018年8月から2021年3月まで選択的介護モデル事業(介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する試行事業)を実施した(東京都・豊島区(2021)『選択的介護モデル事業 報告書(2021年3月)』)。

¹⁴ 総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)。

¹⁵ 福岡市(2023a)。

¹⁶ 総務省(2023b)。

世帯数は増加し、2015年頃には単独世帯数が2人以上世帯数を超え、2050年には全世帯のうち65.9%を占め、1世帯あたり人員は1.42人となる。特に後期高齢者の単独世帯は、2015年（3.8万世帯）から約3倍（11.1万世帯）へと急増することが推計されている¹⁷。同市は九州各県および若い世代の転入が多く、全国的にも住民の入れ替わりが多いという特徴を有しており、このような人の動きを踏まえた施策が求められる¹⁸。

上述のような人口動向のもと、A市における保健医療福祉施策は2021年8月に改定された『A市保健医療総合計画』に示されており、団塊ジュニア世代全員が65歳以上を迎える2040年を見据え、「地域共生社会の実現」及び「2040年のあるべき姿」を実現するための基本的方針の一つに、従来型の年齢などを条件に一律に「支えられる側」と「支えられる側」に区分する仕組みから、個々人の属性にかかわらず、誰もが意欲や能力に応じて生きがいを持ちながら担い手として活躍でき、支援が必要な人を社会全体で支え合うことができる「支え合う福祉」に重点を置いた施策を推進するとしている。そして、この理念を早期に実現するための具体的なアクション戦略が必要であるとし、「A市健康先進都市戦略」を2017年9月に打ち出した。「A市健康先進都市戦略」では、人生100年時代の健寿社会モデルを創設するとし、「個人」と「社会」の幸せの両立を図る仕組みが目指されており、それを実現するための100プラン（「A100」）をあげ取り組んでいる¹⁹。そして、同戦略では、7つの柱を示しており、その一つに「制度やサービスの垣根を超えるまち」をあげ、要支援者と支援者の情報を統合するインフラ整備を行うとし、地域包括ケア情報プラットフォームの構築を行うとしている。地域包括ケア情報プラットフォームとは、行政の保有する多様なデータを集約し、地域包括ケアシステムにかかるニーズ分析を行うとともに、情報共有による在宅医療・介護関係者間の切れ目のない連携を実現するための情報通信基盤をいう。その取り組みの一つに「生活サービス情報の集約」をあげており、医療機関、介護施設、高齢者住宅、民間企業やNPO法人等機能的組織が提供する生活支援サービ

¹⁷ 福岡市（2024b）。

¹⁸ 総務省（2023b）。

¹⁹ 福岡市（2017）、福岡市「福岡100」（<https://100.city.fukuoka.lg.jp/>）。

ス等の情報を集約し、市民生活に必要な地域資源の情報をだれもが容易にアクセスできる環境づくりを推進するとしている。また、「多世代がつながり合い活躍するまち」として、コミュニティでの多世代交流・共働ネットワークづくりをあげ、現役世代や高齢者世代等地域に住まう多世代の人々が社会参加活動や就業を通じて参画し、地域課題に取り組むコミュニティを目指す取り組みを示している。

地域における生活支援サービス施策の推進については、国の高齢者福祉における介護保険制度政策の地域包括ケアシステムの構築のなかで進められており、A市においても現在、第4期「A市地域包括ケアアクションプラン2021-2026」（以下、「アクションプラン」という。）を掲げ、取り組みが行われている。このプランは、同市の介護保険事業計画と調和を図りながら推進されるものとなっている。

アクションプランでは、第3期（2018-2020年）から現行の第4期にわたる重点テーマの一つに「介護・予防・生活支援の重層的な確保」を掲げ、2014年改正介護保険法で制度的に位置づけられた高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に推進するための地域ケア会議体制の構築・実施や、生活支援コーディネーターの配置等をすすめている。生活支援サービスに関する取り組みの方向性としては、多様な生活支援等のサービス提供と情報発信として、「生活支援ニーズや実態把握等エビデンスの整理と活用」、「生活支援サービス等に関する多様な主体のコーディネート機能の構築」、「様々な主体による多様なサービスの創出、担い手の養成、仕組づくり」、「買い物等支援、運転免許返納者への支援の拡充、生活交通の確保」、「災害時における医療・介護・生活支援面からの高齢者支援」等を示している²⁰。

介護保険事業計画では生活支援体制の整備を進めており、NPO法人やボランティアの育成、地域組織等の活動支援の重要性をあげ、支援体制を構築するため生活支援コーディネーターを地域包括支援センター及び各区社会福祉協議会事務所に配置するとし、2016年度からモデル事業を実施し、2021年に全市・全圏域への配置を整えた。また、2019年度から2020年度に買い物支

²⁰ 福岡市地域包括ケアシステム推進会議（2021）。

援推進員を設置し、地域と買い物支援に取り組む企業等のマッチングを行う買い物支援の仕組みの構築に取り組んでいる。施策の方向性として、生活支援・介護予防サービスの整備を進めるとともに、社会福祉協議会、地域包括センター等が連携し、多様な主体による多様な支援の充実を図ることを示している²¹。

同市の介護予防・生活支援サービス事業の実施状況をみると、要支援者等に対して、専門職によるサービスを必要とする人を対象とした、従来の訪問介護・通所介護と同等である介護予防の利用者が多い一方、専門職によるサービスを必要としない人を対象とした、従来の訪問介護・通所介護よりも割安で利用できる生活支援型サービスの利用者は少なく、普及が進んでいない²²。また、有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による生活支援は事業としては現在、実施されていない。これに準ずる活動として、地域住民が中心となり有償ボランティアが生活援助を行う社会福祉協議会による「ご近所お助け隊支援事業」等があるが、地域の社会資源等の違いによりサービス供給の有無を含めて差が生じている。

市内在住の高齢者のニーズを実態調査からみると、在宅サービス利用者および在宅サービス未利用者ともに在宅生活上の困りごとや在宅生活を続けるために必要が高いサービスとして、夜間や緊急時の不安を解消するサービスに対するニーズがもっとも高くなっているが、在宅サービス利用者では食料品や日用品の買い物支援、昼間の見守りサービス、未利用者では近隣との交流もニーズとしてあがっており、地域での支援充実の必要性がうかがえる²³。生活支援コーディネーターがすべての地域に完備されたことを踏まえ、今後、地域住民が中心となって生活支援サービスを供給する体制も構築し、地域の実情に応じた多様な生活支援サービスの供給体制を整えていくことが望まれる。

²¹ 福岡市（2023b）。

²² 2023年の介護予防型訪問サービス受給者6,359人、生活支援型訪問サービス受給者329人、介護予防型通所サービス受給者7,134人、生活支援型通所サービス受給者26人、となっている（福岡市（2024a））。

²³ 福岡市福祉局（2023）。

なお、在宅生活を継続させるニーズの一つである「食」に関する支援について、同市は配食サービス事業を2017年度から民間事業者の参入等を踏まえ一部を除き行われなくなった。一方、「A100」採択プロジェクトの一つとして、オンラインによる民間の宅配サービスの普及・利用促進に向けた課題分析を行う共同事業の取り組みを2024年から実施し、時代に即した買い物支援に取り組んでいる。

2-2-2 地域福祉政策と生活支援サービス

A市は行政単位を7つの区に区分しており、各区に、区役所や保健福祉センター、区社会福祉協議会、老人福祉センター等を設置している。地域内の福祉活動にかかわる組織等の状況をみると、おおむね中学校区を単位に日常生活圏域とし²⁴、高齢者の地域における相談窓口となる地域包括支援センターが設置され、比較的広域にわたり専門的な支援を行っている。そして、小学校区を単位に、自治協議会や校区社会福祉協議会（以下、「校区社協」という。）といった住民団体が組織され、各校区には公民館や老人いこいの家が設置されている。公民館や老人いこいの家は、校区における市民福祉の拠点施設として活用されている。すべての小学校区に公民館が設置されているのがA市の特徴である。さらに、実際の地域福祉活動の活動基盤となる住民自治の基本単位として、自治会・町内会（全市で約2,300）があり、地域によっては地域独自の集会所等を有する組織もある。そして、最も身近な生活圏域として回覧板等が回る単位では、20世帯規模で構成される隣組や班がある。A市では一般的に地域コミュニティや地域という場合、小学校区の自治会協議会を示す場合が多く、住民自治活動の中核を担っている。そして、身近な地域福祉活動は、自治会・町内会や隣組・班の単位で行われる²⁵。

A市では、地域活動を支援するため多様な地域支援策を実施しており、生活支援サービス体制構築に活用できる取り組みがある（図表1）。図表1の①は既存の生活支援事業である。このうち、社会福祉協議会が実施している

²⁴ 30分以内に必要な在宅サービスが提供される圏域（福岡市（2021）, p. 76）。

²⁵ 福岡市（2021）。

図表1 生活支援サービス体制構築に活用できる地域づくりにかかる主な事業（Ａ市）

	事業名	事業概要	実施主体
① 既存生活支援事業	生活支援体制整備事業	生活コーディネーターの配置などにより、地域における資源開発やネットワーク構築、ニーズとサービスのマッチングを行い、多様な主体による多様な支援の充実を促進	市
	介護予防・生活支援サービス事業	要支援者等に対して、専門職によるサービスを必要とする人を対象とした、従来の訪問介護・通所介護と同等である介護予防型サービスと、専門職によるサービスを必要としない人を対象とした、従来の訪問介護・通所介護よりも割安な料金で利用できる生活支援型サービスを実施。	市
	生活支援ボランティアグループ支援（ご近所お助け隊支援事業）	日常のちょっとした困りごとを解決するボランティアグループの立ち上げ・運営や、元気高齢者の活躍の場として活動につながる支援を実施するグループに対し活動経費の一部を助成。	社会福祉協議会
	ボランティア体験プログラム	NPO・ボランティア活動に興味のある市民に、これらの活動を一定期間体験させ、活動参加の契機を支援。	市
② 人的資源開発活用事業	公民館主催事業	地域活動ボランティア関連など、地域の実情に即した講座や、社会の動向に対応した講座等を実施（地域の抱い手パワーアップ事業）。	市
	企業ボランティア育成事業	勤労者がボランティアや社会貢献活動に参加できるよう、ボランティア体験プログラムを提供。	社会福祉協議会
	ボランティアセンター	ボランティア活動に関する相談・登録・募集、ボランティアの育成、ボランティア活動に関する広報・情報提供等を目的とし、ボランティアセンターを設置。	社会福祉協議会
	ボランティアセンターコーディネート事業	市民の技能や知識・経験を活用し、人材発掘やボランティアへの紹介調整を行い、地域課題の解決等の支援を実施。	社会福祉協議会
	シニア地域サポーター養成事業	シニア世代を中心とした地域福祉活動のボランティア養成講座を実施。	社会福祉協議会
	介護支援ボランティア事業	65歳以上の高齢者が、受入機関として指定を受けた市内の介護保険施設等でボランティア活動を行うと「ポイント」が付与され、たまったポイントを換金又は寄付することができる制度。	市
	地域との協働による買い物支援推進事業	買い物支援推進員を設置し、企業・事業所等の地域資源の振り起こしを進め、これと地域をマッチングすることで、地域の特性やニーズに応じた、多様で持続可能な買い物支援の仕組みを構築。	市
③ サービス提供時活用可能事業	商店街社会課題解決型補助金	商店街が行う少子化・高齢化等の社会課題に対応した集客力向上及び売上増加の効果のある事業（買い物困難者（買い物弱者）支援等）に対して、その対象経費の一部を補助。	市
	移動スーパー参加促進費補助金	市内における日常の買い物が不便な地域において、移動スーパー事業に要する経費の一部を補助する。	市
	生活交通支援事業	バス路線の休廃止に伴い公共交通空白地となる地域における代替交通の確保や、公共交通が不便な地域における地域が主体となった生活交通確保の取り組みへ支援。	市
	地域福祉のまちづくりプラン（校区地域福祉活動計画）の作成支援	住民が地域の課題を共有し、めざす案や解決策を話し合う場（福祉協議会など）を設け、地域ごとの課題や特性に応じた福祉活動の展開を支援。その話し合いの過程をプランとして記録に残し、住民などへ広く周知する取組を支援。	社会福祉協議会
④ 体制づくり時活用可能事業	校区ビジョンの策定支援	ワークショップなどの手法を活用し、校区の将来像や目標（ビジョン）を策定する自治協議会等への支援。	市
	地域ケア会議の開催	小学校区レベルでの地域ケア会議など、地域課題の発見や地域づくりなどを通じて、それぞれの実情に合わせた取組につなげるため、地域住民、関係機関・団体、地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）、行政等が、地域の高齢者の課題について意見交換を実施。	市
	校区保健福祉事業懇談会	地域と共働による保健福祉事業を推進するため、校区の各団体代表と校区の保健福祉の課題などについて情報を共有するとともに、方針や連携体制について協議を実施	市
	町内活動支援事業	自治会・町内会を取り組める、地域の活性化や課題解決のための幅広い活動を支援（地域デビュー応援事業補助金をR4より拡充）	市
	社会福祉法人による地域における公益的な取組に向けた共働	市社協協議会、各都府協議会、既存の事業所ネットワーク等の場を活用、社会福祉法人による地域における公益的な取組について提案や支援を実施。	社会福祉協議会
	“共創”自治協議会サミット	自治協議会などでの特色ある活動事例の紹介	市
	共創自治協議会事業	自治協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援し、地域住民の交流の場づくりや地域役員等の抱い手づくりなど、住みよいまちづくりに向けた共創の取り組みを推進。	市
	共創による地域づくりアドバイザー派遣制度	自治会・町内会、自治協議会を対象に、地域活動について経験、技能等を持ち、助言ができる専門家を地域へ派遣し、活動支援。	市
	各種事例集の発行	生活支援ボランティアグループ活動や多様な主体との共同による地域活動、企業の社会貢献活動等、先進的な事例の情報を集めた事例集の発行・共有化。	社会福祉協議会
	ふくおか共創プロジェクト	様々な主体を個別につなぐ専門スタッフ「共創コネクター」の配置や、興味ややりたいことを形にしてつなげる「地域デザイン」の学校」の取り組みなど、地域の活性化や課題解決に向けた新たな取組を支援。地域とともに地域活動に取り組んでいる企業等の事例発表や、地域と企業等のマッチングを行うセミナー等の開催。	市
	地域とNPOとの共働をサポート	自治協議会に対し、NPO法人やボランティア団体との共働に向けた相談窓口である「共働テーブル」や、NPOを講師とした「出前講座」の活用について案内。	市
	社会貢献型空き家バンク事業	空き家を子ども食堂や地域サロン、高齢・障がい福祉事業所等の活動拠点とするため、法務・税務・建築等の各種専門家を協働して総合相談窓口を設置・運営し、空き家の福祉活用を推進。	市
	地域集合施設建設等助成	地域集合施設の新築や増改築、修繕、借上等に対する助成。	市
⑤ 事業存続	ふれあいネットワーク	地域住民や団体がネットワークをつくり、高齢者などの見守り活動等を実施。	社会福祉協議会
	多様な居場所づくりの支援	ふれあいサロンや地域カフェ、家族介護者のつどい、子ども食堂等、住民の様々な交流の場づくり（立ち上げ、運営）の支援。	社会福祉協議会

資料：福岡市（2021）、福岡市ホームページ「福岡市のさまざまな地域支援施策（施策一覧・主な施策）」「地域支援施策一覧」（<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/community/life/shisaku.html>）。

生活支援ボランティアグループ支援「ご近所お助け隊支援事業」はごみ出しや買い物支援等の生活支援サービスの実施を目的に結成された生活支援ボランティアグループに対して立ち上げ費用や運営費用の支援を実施するもので、地域内の生活支援サービス供給主体の創出に際し、活用が期待される。しかしながら、2023年度の助成対象団体数は6団体と2021年の23団体から17団体減少していることから今後の運用に課題が見られる。②はサービスの担い手の発掘や育成等に活用できる事業である。例えば、地域コミュニティの多くが抱える問題として、地域の担い手不足が挙げられるが、②のうち、「公民館主催事業」（地域の担い手パワーアップ事業）は、各公民館が地域の実情に応じ、地域の担い手を育成するための取り組みを行うものとなっている。③はすでに実施されている事業であり、生活支援サービスを提供する際に活用可能な事業といえる。このうち、「介護支援ボランティア事業」は、現行では指定の介護施設等での活動に限定されているが、地域での生活支援サービス供給にも活動範囲の拡充が認められれば、より多くのニーズに対応することが可能となろう。④は生活支援サービスを提供する運営組織を形成・運用等する際に活用できる事業である。「校区ビジョンの策定支援」や「校区福祉のまちづくりプラン」等において生活支援サービスにかかる地域課題を共有・明確化し、「町内活動支援事業」や「共創による地域づくりアドバイザー派遣制度」を活用し、具体的な生活支援サービスを供給するための組織体制をつくったり、「社会貢献型空き家バンク事業」や「地域集会施設建設等助成」で運営組織の活動拠点を整えたりすることが想定される。また、自治会・町内会活動への参加や交流を促したりするための「町内会活動支援事業補助金」は、住民同士の交流事業の実施に取り組む自治会・町内会を支援している。この事業を通じて多世代の住民が町内活動を通じて地域活動に参画することが促進され、活動内容によっては生活支援サービスの供給につながることができよう。そして、⑤は生活支援サービスと連携し、地域での高齢者の生活を支える事業といえる。

企業や法人、機能的組織と地域福祉のかかわりを、市による活動支援の状況からみると、近年のボランティアグループ等の増加や、改正社会福祉法により、地域における公益活動が義務付けられた社会福祉法人、企業による

CSR（社会貢献活動）の一環として地域活動に取り組む企業が増えるなか、地域での役割が期待されている。A市ではそれらの活動を支援し、地域活動への参加を促進するため、社会福祉協議会により「社会福祉法人による地域における公益的な取り組みに向けた協働」や「CSR セミナー」、「企業ボランティア育成事業」が実施されている。また、企業や福祉施設が保有するスペースを地域づくりの拠点に活用すべく、社会福祉協議会がコーディネートを実施している。そのほか、地域団体が行っている地域活動を様々な形で応援している企業や商店街等を「ふくおか共創パートナー企業」として登録を行っており、2024年12月26日現在301団体が登録している²⁶。そのうち、自治協議会や自治会・町内会の活動に貢献した実績などを認められる団体を「地域活動貢献企業」に認定し、A市との間で各種契約を締結する際に優遇措置を設けている（2024年12月26日現在142団体）。また、商店街が行う少子・高齢化等の社会問題に対応した集客・売上効果のある事業に対して経費の一部を補助する「商店街社会課題解決型補助金」を実施している。企業等が既に取り組んでいるものとして、ライフライン企業等が参画し、「福岡見守るっ隊」等を結成し、地域の見守り体制をとっている。また、大学等が地域とともに地域課題の解決や地域づくりに継続的に取り組むことも期待される。これらの取り組みは今後、自治協議会による地域における新たな生活支援サービス供給の創設へのかかわりや、企業や商店街等が生活支援サービス供給に関わる契機となることが期待される。

2-2-3 市社会福祉協議会と生活支援サービス²⁷

従来からの住民主体による地域福祉の担い手として社会福祉協議会（以下、

²⁶ 福岡市内に本社・事業所または営業所を有し、事業を営んでいるもの（複数事業者連合体や商店街、個人事業者等を含む）で、福岡市内において、地域活動への社員派遣や、地域活動への場所提供、地域における交流イベントや見守り事業等の実施、地域役員等を担う従業員への手当等の制度を有している、地域団体と災害時の協力体制等の協定を締結している、その他のコミュニティ活動への応援（金銭のみの協力は除く）、を行っているものが登録できる（福岡市ホームページ「ふくおか共創パートナー企業」(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/community/life/chiikinokizunaouendan.html>)）。

²⁷ 本節は、社会福祉協議会（各年度）『事業計画』を参照している。

「社協」という。)があり、1990年代からA市社協は生活支援機能や介護予防機能の一部を担ってきた「ふれあいネットワーク活動」や「ふれあいサロン活動」を実施している²⁸。

また、住民主体による生活支援サービスの供給の視点からみると、A市社協では、2011年度より独自事業として「あんしんサービス創造モデル事業」に取り組み始めた。当事業は、あんしんサービスセンター（仮称）を設立し、高齢者や障がい者、子育て家庭などが抱える公的サービスでは対応できない生活課題の解決に向け、シニア世代を中心とした地域住民による、サービスを提供する助け合い活動の仕組みを新たに構築しようというものであった。これは、現在の住民主体の生活支援サービスにつながる流れとみることができる。その後、2013年度から新規に生活支援サポーターモデル事業を立ち上げ、2014年度では生活支援の取り組みの拡充を事業計画の重点項目の一つとし、生活支援ボランティアグループの支援とプラットフォーム型生活支援サービス提供体制の構築することをあげている。そして、2016年度より生活支援サービス創造モデル事業(市委託事業)として、高齢者への生活支援サービスを行うボランティア団体の活動継続や新たな活動の創出を図ることを目的に取り組みを行っている。それにかかわり、地域に生活支援コーディネーターを配置し、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成を進めるとしている。

また、地域包括ケア推進のため、2016年度より「生活支援体制整備事業」として生活支援コーディネーター業務を一部の圏域において市から受託し、2019年度には全区に拡大している。生活支援コーディネーター業務では、地域福祉ソーシャルワーカーの取り組みにより得た知見を活かし、地域資源との関係性やノウハウの共有、スキルアップ等の取り組みを図ることとしている。

また、高齢者の技能や知識、経験を活かし、人材発掘やボランティアへの紹介等を行い、地域課題の解決等を行うことを支援するための「シニアアシストふくおか事業」や、シニア世代を中心とした地域活動のボランティア養

²⁸ 福岡市社会福祉協議会ホームページ「福岡市社会福祉協議会について」(<https://fukuoka-shakyo.or.jp/about/index.html>)。

成講座を実施する「シニア地域サポーター養成事業」など地域の担い手を育成する事業を多く展開している。

しかしながら、前述の通り「ご近所お助け隊支援事業」においては、助成対象団体数は減少しており、新たな生活支援サービスを創出する組織・団体や仕組みに関し、検討が求められる。

日常生活に不可欠な買い物等の支援については、企業が保有するバスを活用し行う「買物支援バス」の運行や、移動販売を行う障がい者施設とのマッチングによる買い物支援、校区社協や自治会・町内会等との協働により行う「買物困難者支援モデルの開発」を実施するとともに、宅配を行う店舗等を一覧にした「買い物支援ガイドブック」を作成・更新などを行っている。さらに2019年度より市社協に買い物支援推進員（市委託事業）を配置し、高齢者等の買い物に苦慮している地域の支援を区社協配置の生活支援コーディネーターや地域福祉ソーシャルワーカーと連携し、取り組みを行っている。

今後、生活支援サービスの供給体制の構築において期待される取り組みとして、2020年度より「ケアリングコミュニティの研究とICTを利活用した実証実験」に取り組んでいる。これはコロナ禍を経て、地域共生社会を実現するため、在宅要援護者と生活支援ボランティアグループ等をICT機器でつなぎ、社会的孤立・孤独のリスクを抱える人を支える総合的なワンストップサービスを構築しようというものである。この取り組みが、住民主体による生活支援サービス供給に際して実用的に活用されれば、需給のマッチングの効率化が図られ、サービス展開の推進・拡充が期待される。

なお、地域の相談窓口であり、関係機関につなぐハブ機能を担う民生委員（・児童委員）は全市に約2,400人（定数：2,550人）おり、主任児童委員は各校区に1-2名配置されており、社会福祉協議会事業の依頼等により地域福祉関係事業に協力している。地域での生活支援サービス供給では、ニーズ把握等において、民生委員との連携も求められよう。

2-2-4 地域共創施策等と生活支援サービス

A市は、2004年度よりおおむね小学校区を単位とし、防犯・防災、環境、福祉等地域における課題について取り組む自治組織である自治協議会制度を

創設し、運営してきた。2014年度に発足10年目を迎え、これまでの成果と今後の課題を明らかにするため、外部委員による「地域のまち・絆づくり検討委員会」を設置し、同委員会の提言を受け、2016年度からの地域のまちづくりについて自治協議会と市が協働し、企業やNPO法人、大学等、様々な主体とともに地域の未来を共に創る「共創」の取り組みを推進する施策を打ち出した。それに伴い2016年度から「活力あるまちづくり支援事業補助金」を「自治協議会共創補助金」として拡充した。さらに、2017年度より取り組みを強化するため「ふくおか共創プロジェクト」事業を新設し、A市NPO・ボランティア交流センター内に相談窓口の「共創デスク」を設置し、共創の取り組みの実現を支援するための専任の専門スタッフ「共創コネクター」を配置した。生活支援サービスの供給においては多様な地域の社会資源をネットワーク化することが重要となるため、当事業の活用が期待されたところであるが、2022年度に当プロジェクトは終了となった。2022年4月に「共創による地域コミュニティ活性化条例」を施行し、共創による持続可能な地域コミュニティづくりを推進している。

地域福祉政策および地域共創施策以外の関連施策としては、住宅都市局交遊計画課による「生活交通支援事業」の実施がある。当該事業は、公共交通不便地等において、地域、交通事業者、市が協力し、生活交通の整備を行う。市は地域の取り組みの支援や費用（検討軽費や試行運行経費の補助）の一部を補助する²⁹。

公共交通機関が未整備もしくは廃止等により日常生活圏内の交通が確保されていない地域において、なんらかの代替交通手段が保障されることは住民同士による生活支援サービスの供給体制を構築するうえで重要な要素となる。

²⁹ 本格運行後は地域と事業者が自主的な運行を行い、市による財政支援はなされない。

3 地域の資源・課題の把握と地域運営組織

－A市B区C校区での考察－

3-1 地理的範囲の設定と取り組み事項

住民主体による生活支援サービスの供給体制のあり方を検討するうえで、本稿では基礎的地域福祉における地理的範囲の設定を小学校単位として検討を行った³⁰。先駆事例では、運営主体の違いからサービス供給における地理的範囲が特定の地域等から一基礎自治体区域までと大きくことなるが、本稿では各地域における横展開を想定し、以下の理由をあげる³¹。①従来より小学校区を基本単位として日本の各種行政圏域が設定されてきたこと、②地域課題の把握と課題解決への検討を行うため2014年改正介護保険法において設置が位置づけられた「地域ケア会議」のうち、A市における実務レベル（地域課題の発見、地域課題の解決のための具体的な取り組みの検討・実施、地域団体とのネットワーク構築等を行う）の階層が小学校区レベル（高齢者地域支援会議）で行われていること、③A市の地域互助の主体となる住民団体である自治会協議会が小学校区範囲であること、④先駆的に住民主体の地域福祉活動を推進している社協における小地域福祉活動を行う校区社協の範囲であること、⑤公民館の設置が一小学校区域毎であること、である。

生活支援サービス供給システムの構築に際し、地域で取り組みを実施するにあたり必要な事項として、次の4つがあげられる。(1) 関係者間における規範的統合とネットワーク化、(2) 課題の見える化、(3) 地域資源の見える化、(4) 中間支援組織（地域運営組織）の創設、である。

(1) 関係者間における規範的統合とネットワーク化：地域における生活支援サービス体制の構築において中核となる施策は、介護保険制度の下、全国すべての地域において整備される地域包括ケアシステムと考えられる。地域包括ケアシステムは地域で分散する資源を統合する機能を持つ仕組みであるが、分散するものを統合するためのレベルには、組織の統合、様式の統合、

³⁰ 福祉サービス供給にかかる福祉行政圏域については、高齢者の生活圏域に関する先行研究等多数ある（西野・大森（2014）等）。

³¹ 萱沼・益村（2018）。

仕組みの統合、等がある。そのうち、関係者の「認識」や「考え」を統一する規範的統合が取り組みを進める際、理念や目的等にかかわるため重要となる。また、有限である地域の資源を有効に活用するためには、産学官民の各関係者が有するヒト・モノ・カネ・時間・情報といった資源を共有・連携・協働する場（協議体・関係者会議等）を設けることが求められる。

（2）課題の見える化：生活支援サービスの供給に際して、地域にある（潜在的・）ニーズ（需要）を明らかにする必要がある。そのためには、自治協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター（ケアマネージャー）、校区社協（CSW 等）、公民館等既存の窓口機能が有する情報を集約する必要がある。それに加え、住民に対するアンケート調査等を実施し³²、既存の窓口機能では把握されていない現状および将来的なニーズを掘り起こし把握する必要がある。

（3）地域資源の見える化：生活支援サービスの供給にかかる地域資源の現状把握を行う必要がある。自治協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、校区社協（CSW 等）、公民館等の既存システムが有する情報の集約を行う必要がある。これらの情報の集約にあたっては、地域の基礎情報から既存のサービス供給を行う事業等を一覧として整理し、関係者間ネットワークで共有可能なアセスメント・シートの作成が有効であると考え³³。また、ニーズ調査同様に、（潜在的・）担い手の供給量の把握、実際に担い手となるための条件（障壁の分析）等を明らかにするためにもシーズ調査の実施も有効である。シーズ（提案・サービス）を明らかにすることで、関係者間ネットワークでの共有を図ることができる。また、地域資源の見える化を実施することで、新たな地域課題発見（気づき・掘り起こし）にもつながると考えられる。

³² 大分県竹田市住民主体の支え合い「暮らしのサポートセンター」では、生活課題実態調査として75歳以上を対象に、セミナー受講者による個別訪問による聞き取り調査を行うことできめ細やかなニーズの把握を実施している（萱沼・益村（2018））。

³³ 厚生労働省ホームページ「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）に係る中央研修テキスト」（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084710.html>）。

(4) 中間支援組織（地域運営組織）の創設：課題の見える化で示されたニーズと地域資源の見える化で明らかとなったシーズをつなげる仕組みとして、関係者間ネットワークを活用し、地域に在所する多様な資源を効率的にマッチングするためのコーディネート機能を持つ中間支援組織（以下、「地域運営組織」という。）の創設が求められる³⁴。地域運営組織は地域内の生活支援サービス供給にかかる実務レベル（地域課題の発見，地域課題の解決のための具体的な取り組みの検討・実施，地域団体とのネットワーク構築，供給にかかるコーディネート，窓口機能，担い手養成等）の業務を中心的に行う。

3-2 C校区の概要および基礎情報

C校区は、A市B区に所在する一校区である。C校区があるB区は、市の東部に位置し、北・東・南側は他地域に隣接し、西側が博多湾および玄界灘の海に接している。区域を南北に二分する多々良川の河口付近には、高速道路、国道、バイパス、JR および私鉄が結集する等交通網を形成しており、大規模流通施設が集積している。7区のうち3番目に広い20.2%の面積を持ち、最多の世帯数（19.2%）および人口（20.4%）を擁する区である³⁵。

A市には146小学校区（70中学校区）があり、うちB区には市内で最多の31小学校区（16中学校区）がある³⁶。B区内の小学校区における人口構造でも総人口（最多人口数の校区は2万0,069人、最小人口数の校区は182人）や、高齢化率（最も高い高齢化率の校区57.5%、最も低い高齢化率の校区4.2%）³⁷等が大きく異なり、地域の立地による環境や産業等においても校区毎の活用できる地域資源に大きな違いがある。

C校区は1800年以上の歴史をもつ神社を擁する古い歴史を持つ一方、戦後に東の副都心として発展するなかで1970年代後半より大規模住宅地の開発が進み人口が増加し、1978年にD校区より分離して誕生した校区である。緑豊かで閑静な住宅地であるが、標高90mの山のあった場所が住宅地として開

³⁴ 地域運営組織の機能・役割等については（萱沼・益村（2018））を参照されたい。

³⁵ 面積は総務省（2020）、世帯数及び人口は福岡市（2024d）。

³⁶ 福岡市（2024e）。

³⁷ 福岡市（2024c）。

図表2 C校区の地域アセスメント基礎情報シート（施設等一覧）

■公共施設・学校等

保育所	認可保育所1か所、認定こども園1か所	高校・大学・専門学校	高校1校、大学なし、専門学校なし
幼稚園	1か所	公民館	1か所
小学校	1校	自治体独自の施設	10か所
中学校	1校	郵便局	1か所

■福祉・保健・医療機関等

地域包括支援センター	1か所	小規模多機能型居宅介護	なし	居宅サービス事業所（訪問看護）	2か所
老人福祉センター	なし	看護小規模多機能型居宅介護	なし	短期入所生活介護事業所（ショートステイ）	なし
特別養護老人ホーム	なし	訪問対応型訪問介護	なし	短期入所療養介護事業所（ショートステイ）	1か所
介護老人保健施設	なし	定額訪問・臨時対応型訪問看護	なし	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	1か所
介護医療院	1か所	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）	なし	有料老人ホーム	1か所（住宅型有料老人ホーム）
通所介護事業所（デイサービス）	なし	地域密着型特定施設入居者生活介護	なし	サロン数（高齢者）	ふれあいサロン4か所、地域カフェ2か所
通所リハビリテーション事業所（デイケア）	2か所	居宅介護支援事業所（ケアプラン作成）	3か所	医療機関	病院3か所、診療所6か所、歯科2か所
認知症対応型通所介護（グループホーム）	なし	居宅サービス事業所（訪問介護/ホームヘルプ）	2か所	商店街組合	1組合（32店舗）
認知症対応型通所介護（デイサービス）	なし	居宅サービス事業所（訪問介護/訪問看護）	なし	スーパー・コンビニ	2か所（コンビニ）
地域密着型通所介護（デイサービス）	なし	居宅サービス事業所（訪問リハビリテーション）	1か所	郵便局・金融機関	1か所（郵便局）

注）厚生労働省ホームページ「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）に係る中央研修テキスト」、pp. 35・36を参照し、作成。

資料：介護サービス事業者はハートページナビ福岡版、ふれあいサロンは、A市社会福祉協議会「令和6年度東区ふれあいサロン一覧」、その他は福岡市ホームページ各所、等。

発されたため坂道が多く、住宅地の一部は高台に位置する。交通アクセス状況をみると、道路は国道、既存のバイパス、新たなバイパスも建設され、都市高速が通る。鉄道はJR 2 線、私鉄1 線があり、交通網の通過点として重要な位置を占める。JR の1 駅が校区内にあり、他各駅が隣接校区にある。校区内に市バスの路線も運行されているが高台の地域においては一路線のみとなっている。生活環境は神社の参道口に商店会（30店舗）、郵便局1 か所、コンビニエンスストア2 か所、スーパーは隣接校区に4 か所あるが、坂上の住宅地には商店はない（図表2）。経済環境は、事業所総数215事業所（従業者総数1,825人）が在所し、事業所数では卸売業・小売業が52事業所（従業者数246人）と最も多いが、従業者数では医療・福祉が715人（24事業所）と最も多い（2021年）³⁸。医療・福祉においては、図表2より医療機関従業者が多いと推測される。

2024年12月末現在のC校区の総人口は1万3,466人、世帯数は6,355世帯となっており、2010年から2023年の間の人口増加率（年次）は-0.2%と、市や区（市：0.8%、区：1.0%）で人口が増加しているのに対して微減となっ

³⁸ 総務省（2021）。

図表 3 C 校区の地域アセスメント基礎情報シート（基本情報）

総人口	13,544人(2023年)	ともに65歳以上夫婦のみ世帯	12.6% (2020年)
男女比	男性48.4、女性51.6 (2023年)	75歳以上単身高齢者世帯数	-
年少人口割合	13.1% (2023年)	75歳以上高齢夫婦のみ世帯数	-
高齢者（65歳以上）人口割合	26.4% (2023年)	第1号被保険者要支援・要介護認定者数（認定率）	区：15,035人（20.4%）、うち要支援6.8%、要介護13.6%2024年12月末
後期高齢者（75歳以上）人口	13.9% (2023年)	第一号被保険者要介護認定者数（認定率）	区：8318人（47.4%）（2018年6月末）
人口増減率（年平均）	2005-2010年1.4%、2010-2015年0.1%、2015-2020年-0.3%、2020-2023年0.0%	労働力人口	男性3,292人、女性2,904人、計6,196人（2020年）
出生数	91人、人口千人あたり出生数6.7人（2022年）	労働力率	59.3%（男性68.3%、女性51.6%）（2020年）
死亡数	132人、人口千人当たり死亡数9.8人（2022年）	消防団数（組織状況）	市：7団63分団、定員2,602名、東区9分団、466名
転入数	1,067人（人口比7.9%）、うち区内46.0%人、他区13.6%人、市外40.4%人（2022年度）	老人クラブ数と加入率	各区1連合会、区：124クラブ、区：会員数4,916人、区：加入率（会員数/60歳以上人口）5.5%（2024年12月末）
転出数	929人、うち区内47.5%、他区11.0%、市外41.6%（2022年度）	シルバー人材センター加入者数と加入率	市：6,700人（会員数/60歳以上人口）1.5%（2023年）
世帯数	6,305世帯（2023年）	介護支援ボランティア登録者数と実活動者数	市：年末登録者数2,175人、実活動者数（人/暦年）430人（2023年）
一般世帯平均人員数	区：2.02人（2020年）	避難行動要支援者対象者数	-
高齢者（65歳以上）のいる世帯数	37.6%（2020年）	避難行動要支援者登録者数	-
65歳以上単身高齢者世帯数	9.6%（2020年）		

注）厚生労働省ホームページ『生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）に係る中央研修テキスト』、pp. 35-36を参照し、作成。
資料：第一号被保険者要支援・要介護認定者数：福岡市ホームページ「介護保険の実施状況（統計）」(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/>)、消防団数：福岡市ホームページ「[消防団の組織]」、老人クラブ数：福岡市老人クラブ連合会(2024)、シルバー人材センター加入者数：福岡市(2024a)、一般世帯平均人員数：総務省(2020)、介護支援ボランティア登録者数と実活動者数：福岡市（2024a）、その他の数値は福岡市（2024d）により作成。

ている。また、A市およびB区と比べ高齢化率（26.9%）（75歳以上人口割合13.9%）がやや高く、同区内において高齢化がやや進んでいる（図表3）³⁹。高齢一人暮らし世帯数はA市およびB区よりも若干少ないものの、65歳以上の高齢夫婦のみ世帯が多いことから、今後、高齢単身世帯が増加すると推測される（図表3）⁴⁰。2020年現在の住宅状況をみると、民間賃貸住宅に居住

³⁹ B区およびA市の人口構成割合は、15歳未満人口割合：区13.8%，市12.8%，15-64歳人口割合：区63.1%，市64.3%，65歳以上人口割合：区23.1%，市22.9%，75歳以上人口割合：区11.5%，市：11.5%となっている（福岡市（2024d））。

⁴⁰ B区およびA市の世帯状況は、65歳以上のいる世帯総数：区29.0%，市26.9%，65歳以上夫婦のみ世帯：区7.6%，市6.7%，65歳以上一人暮らし世帯：区10.0%，市9.8%となっている（総務省（2020））。

する者が政令指定都市のなかでも最も高いA市において、C校区は一戸建所有（54.5%）が市や区の約2倍の多さであり、持ち家率（61.6%）も高い⁴¹。また、転入転出が多い市の人口動向と異なり、5年以上現住所に居住する世帯の割合が高く、定住者が多い地域である⁴²。なお、B区の空き家率（2023年）は10.1%（市8.4%、県12.4%）となっているが、今後高齢化の進展により増加すると推測される⁴³。地域活動は自治協議会を中核に実施されており、地域防災活動もC校区自治協議会（C校区自警団）が担っている。地域内の主な生活支援にかかる公的相談機関には、自治協議会、民生委員・児童委員、公民館、地域包括支援センター）（管轄：同校区と隣接する1校区の2校区）がある。

なお、図表2および図表3について、75歳以上単身世帯および75歳以上高齢夫婦世帯（高齢の要見守り世帯の推計値として活用）や、見守りネットワーク登録者数、避難行動要支援者数、外国籍者数、空き家・空き店舗等データを追加するのが望ましいが、本稿においてはデータ取得上の制約により未掲載となっている。また、子どもや障がい者等にかかる関係資源を追加することで、全世代対応型の基礎情報シートとなり活用の範囲を広めることができる。

3-3 3地域の資源・課題の把握と開発を要するサービス

前節から、当該校区における地域課題にかかる特徴として、一部の住宅地域が高台にあり公共交通機関も不十分であること、持ち家率が高く定住者が多いことから高齢者住民が今後も増加すると予測されること、地域内にコンビニエンスストアを含めた食料品等の日常の買物できる店舗が少ないこと、今後、高齢単身者世帯が増加すると推測されること、があげられる。これらの特徴から、現状および今後、次のような地域課題が生じていると考えられる。地域内の移動困難者や買い物難民の発生・増加、社会的孤立する世帯（主

⁴¹ 福岡市（2024c）。

⁴² 5年以上現住所に居住する世帯の割合は、福岡市55.9%、東区58.4%、香椎東校区69.2%（福岡市（2024c））。

⁴³ 総務省（2023b）。

に高齢単身世帯)の発生・増加とそれに伴う孤立死(孤独死)、犯罪、消費トラブル等の発生・増加、加齢に伴う心身機能の低下等による家事行為等の困難さの発生・増加、空き家や管理の行き届かない住宅(ゴミ屋敷化等)の発生・増加、自治組織等の担い手不足、といった地域課題があると考えられる。

図表 4 C校区の生活支援サービスにかかる地域資源把握シート(資源一覧)

区分		公的サービス		保険外サービス(非営利・福祉組織など)			市場分野	
		介護保険サービス(地域支援事業)	市福祉等サービス	社会福祉協議会	NPO法人等機能的組織	シルバー人材センター	地縁団体等	(民間企業・商店・農協・生協など)
日常的な家事	買物・掃除・調理・布団干しなど	生活支援型訪問サービス(校区内事業所0か所、区内15か所) 生活支援型通所サービス(校区内事業所0か所、区内16か所)	日常生活用具給付 障がい洗濯乾燥機サービス おむつサービス	買い物等支援 推進員(市単位) ふれあいネットワーク(実施) 自治会数13/ 総自治会数、 対象世帯数 632、ボランティア数72)	1団体:コー ムルセンター (NPO法人ふ くふくコー ム)	【介護保険】 生活支援型訪問 サービス)		【買い物配達サービス】 食料品・日用品(7か所)、井 当・惣菜店(4か所)、スー パーマーケット・ホームセン ター・生協(5か所)、コンピ ニエンスストア(1か所)、 酒・飲料取扱店(2か所)、薬 局、ドラッグストア(2か 所)、家電取扱店(4か所)、 移動販売(5か所)、化粧品等 (1か所)、灯油(1か所)、眼鏡 (1か所)、UberEats 【事業所】 6事業所
	非日常的な家事	大掃除・家電 製品の買物・ 雪片付けなど				家事援助サービス		生活関連サービス業(出張による家事代行サービス業等)
	軽度な行為	蛍光灯の交換、ペットの世話など				親孝行代行サービス(日常生活支援・情報伝達) 【有償ボランティア事業】ワンコインお助け隊		生活関連サービス業(出張による家事代行サービス業等)
安心	見守り	緊急通報システム 認知症高齢者家族や すらし支援事業 認知症高齢者見守り ネットワーク事業 声の訪問	民生委員・児童委員(主任見 護施設を助ぐ見守りダイヤル)	ふれあいネットワーク(実施) 自治会数13/ 総自治会数、 対象世帯数 632、ボランティア数72)	1団体:コー ムルセンター (NPO法人ふ くふくコー ム)	親孝行代行サービス(安心情報)	老人クラブに よる友愛訪問	12事業所 ライフライン企業など「福岡見 守るっ隊」
	外出・移動	通院・買い物・その他	移送サービス(複合タクシー 料金の一部助成) 商店街社会課題解決型補助金		福祉有償 送:1団体 (通院)	親孝行代行サービス(日常生活支援)		タクシー業:多数 介護・福祉タクシー:2事業者 無料送迎サービス:0事業者
交流	友人・知人等	生活支援型通所サービス(校区内事業所0か所、区内16か所)	老人福祉センター(各区1か 所) 老人いこいの家(各校区1か 所) 介護予防教室(65歳からの健 康づくり教室) 生き生きシニア福岡21 (生き生き講座/認知症予防教 室)	ふれあいサロ ン(校区内: 3か所)	地域カフェ (校区内:2 か所)	互助会活動(対: 2会員)	老人クラブ活 動	
	食事	会食 配食		会食会				1事業所

注1) 厚生労働省ホームページ『生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)に係る中央研修テキスト』, p.37を参照し, 作成。
注2) 表中の市場分野における表記は当該校区においてサービス利用可能なものを示す。
資料: 介護保険サービスおよび市福祉サービス: 福岡市ホームページ「生活支援型訪問サービス事業所(2025年1月1日現在)」 「生活支援型通所サービス事業所(2025年1月1日現在)」, 社会福祉協議会およびNPO法人等機能的組織: 福岡市社会福祉協議会ホームページ, シルバー人材センター: 福岡市シルバー人材センターホームページ, 市場サービス: 福岡市保険外サービス情報提供サイト「ケアインフォ」, 福岡市・福岡市社会福祉協議会(2024)等より作成。

これらの地域課題に対し、地域資源の現状を図表4からみると、非日常的な家事や軽易な行為による家事、外出・移動、会食もしくは配食による食事といった分野において、社会福祉協議会やNPO法人等機能的組織、地縁団体等によるサービスがないことが分かる。A市では、自治体独自事業による会食もしくは配食にかかるサービス供給を行っておらず、社協による年数回の会食会のみとなっている⁴⁴。また、当該分野においてシルバー人材センターによるサービスがなされているが、サービスが提供されるためには当該校区および周辺地域にサービス提供可能な会員が居住していることが必要となる。しかしながら、A市における会員加入者数は6,700人程度（60歳以上人口入会率1.5%）であることから必ずしも必要な時にサービスを受けることができるとは言えない状況がある⁴⁵。また、地域を基盤とするおおむね60歳以上を会員とする高齢者の自主組織である老人クラブは従来から高齢者の地域の交流や社会参加活動の場であり、一人暮らし高齢者などの見守りを行う友愛活動等を通じて地域福祉の担い手の一役を果たしているが、近年会員数は全国的に減少しており、同区でも2019年から2024年の5年間で加入率（会員数/60歳以上人口）は7.5%から5.5%となり、会員数は1,372人減少している。

なお、A市では図表4記載の地域資源に加え、「事業所ネットワーク」という医療機関・介護保険事業所・企業等が協力・連携し、地域の健康づくりや介護、地域福祉を推進・サポートする自主的ネットワークがある。B区では、市と市医師会が在宅医療推進の中心となる病院として設定したブロック支援病院（C校区は5医療機関で構成）と協力し、地域と事業所ネットワークとの連携を推進しており、生活支援サービスの供給に際しても情報の共有等において連携が期待される。

前述の施策や社会福祉協議会の生活支援ボランティアグループ事業によるNPOや地縁団体が行う生活支援サービスの供給や商店街社会課題解決型補助金を活用した買い物支援、買物支援バスの運行、生活交通支援事業による移動支援がなされているものの、当該校区においては実施されておらず、サー

⁴⁴ 福岡市において、配食サービスは2017年度から民間事業者の参入が進んだことにより、一部の地域を除いて廃止された。

⁴⁵ 福岡市（2024a）。

ビスの空白地帯となっている。このようなサービス空白地帯を少なくするためには、NPO や地縁団体等によるサービス供給主体の創出や地域運営組織による直接的なサービス供給の実施を行う必要がある。また、買い物難民に対する対応として、公民館や集会所を中心点とし、直線距離500m 範囲でみると⁴⁶、校区の大部分をカバーすることができることから、定期的に各集会所で食料品や日用品を購入できるような取り組みを実施することも考えられる⁴⁷。当該校区では県内地域の復興支援という形で物品販売を実施した実績があることから検討の余地があろう。

3-4 地域運営組織創設にかかる検討

A市における住民主体の生活支援サービス供給システムを構築する際には、小学校区単位で整備されている自治協議会を中核とした協議会等を活用し、住民による参加・協議・問題解決的実行を行う地域運営組織を創設することが有用であると考ええる。地域運営組織を担う運用主体には自治協議会（協議会等）のほか、社福法人やシルバー人材センター、NPO（SB/CB）等が考えられるが、地域運営組織の運営を担えるようなこれらの組織が各地域に在所するかは地域の実情により大きく異なる。また、住民により組織された団体であることから、既存のネットワークや情報など伝達ツールを利用し、効率的にニーズおよびシーズを把握することができ、事業に反映することが可能と考えられる。また、高齢者をはじめとする近隣住民が、自身の隙間時間を活用し、軽易な行為や見守り等の生活支援サービスとして提供することを考えると、徒歩圏内でサービス提供ができる環境が整っていることが望ましい。高齢者の徒歩圏は一般的に半径500m とされていること等から⁴⁸、町単位で具体的なサービス供給について検討するのがよいと考えられる。

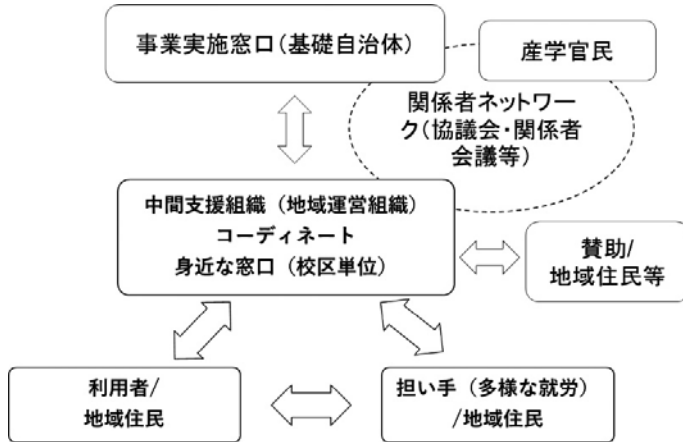
基礎自治体が地域運営組織と連携することで、関係者間でのネットワーク

⁴⁶ 食料品アクセス困難人口（いわゆる買い物難民）とは、店舗まで直線距離で500m以上、かつ、65歳以上で自動車を利用できない人をいう（農林水産省）。

⁴⁷ 公民館における販売行為は、社会教育法第5章第23条において営利活動の禁止が述べられている原則禁止である。

⁴⁸ 国土交通省都市局都市計画課（2014）、総務省行政評価局（2017）等。

図表 5 地域運営組織と生活支援サービス供給体制のイメージ図



の構築や連携において利便性や信頼性を示すことができる。また、住民に対してもシステムへの信頼感や安心感につながると考えられる。

安定的・常設的なサービス提供を実施するため、公民館や地域所有施設、その他公共施設等を活動拠点とし、窓口機能を設置する。窓口機能やマッチング機能を担う人材として、生活支援コーディネーター等の福祉専門職もしくは福祉専門職と連携できる者を専任として配置することが望ましい。生活支援サービスを要する住民には福祉的なニーズをすでに抱えている、もしくは近い将来に福祉的なニーズが生じる者が少なくないと思われる。そのため、行政や福祉分野の関係者と容易に連携の図れる人材を配置することが効率的・効果的な運用において求められる。

地域運営組織の運用に際しては、多様な地域資源の活用やニーズとシーズのマッチングが重要となる。効率的な運用を実施するためにも ICT や AI の必要性が高いことから、総務省が行う「IoT サービス創出支援事業」の活用や、A市が推進する地域包括ケア情報プラットフォームの早急な構築、前述の社会福祉協議会が行っている ICT を利活用した実証実験の実装化等が求められる。

そして、持続可能な組織運営を行うためには資金環境の整備や寄付・賛助

会費・クラウドファンディング等の活用による独自財源の確保し、財政基盤を強化するための工夫を行う必要がある。

4 おわりに

国施策の住民主体の生活支援サービス施策は、「我が事・丸ごと」施策を上位施策とし、介護保険施策などで実施されている。A市においても各福祉施策および地域共創施策において地域での多世代交流・共働ネットワークづくりをあげ、多世代の人々が地域課題に取り組む地域づくりを目指している。また、既存の生活支援サービスとして、行政による事業をはじめ、社会福祉協議会による事業や企業、商店、社会福祉法人、機能的組織、住民互助などにより多様な生活支援サービスの提供がなされている。

A市の特徴として、身近な生活圏である小学校区に自治協議会と公民館という地域資源を有していること等から、生活支援サービスを供給する地域運営組織の活動範囲として小学校区が適正であると考えられる。A市内の地域の現状をみると、小学校区単位でみても地域の人口構造や住環境は大きく異なり、既存の住民互助の生活支援サービスを行う団体等の有無によりサービスの空白地帯がみられるなど地域資源の格差が生じている。そこで、地域全域に隙間なく生活支援サービスを供給するためには、校区単位の実情に合わせた関係者間での規範的統合と供給体制の整備が課題と考えられる。

住民主体の生活支援サービス供給システムを構築する際には、小学校区単位に自治協議会などによる住民による参加・協議・問題解決的実行を行う地域運営組織を創設し、町単位での体制づくりを検討し、地域の状況に応じて基礎自治体および関係機関等と連携しサービスを供給することが望ましい。また、安定的・常設的なサービス提供を実施するため、公民館などを活動拠点とし、生活支援コーディネーターなど福祉専門職と連携する専任の人員を配置することが望ましいと考える。そして、持続可能な活動とするため資金環境の整備や独自財源の確保等、財政基盤を強化するための工夫を行う必要がある。

本稿では、地方都市の政令指定都市における供給体制について考察を行っ

たため、地方創生施策で進められている中山間地域における地域運営組織のあり方と全世代・全対象型地域包括支援体制の構築に基づく、住民主体の生活支援サービスの供給システムの関係性について分析を行えていない。また、既存の地域自治組織を活用した地域運営組織の可能性について十分な考察を行えていない。これらの点に関しては、今後の研究課題として取り組みたい。

[付記] 本研究は、JSPS 科学研究費補助金20K13791の助成を受けたものである。

【参考文献】

- 大藪元康（2018）「介護予防・生活支援サービス事業における「住民主体による支援」の拡充のための要件－地域福祉計画・地域福祉活動計画との連動の必要性－」、『中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要』第19号，pp. 23-28。
- (株)プロトメディカルケア（2017）『介護サービス事業者ガイドブック2017年ハートページ福岡市介護保険総合案内・介護サービス事業者リスト』。
- 萱沼美香・益村真知子（2018）『地方コミュニティにおける多様な就労に関する研究』（平成29年度基礎研究部研究プロジェクト），九州産業大学産業経営研究所ディスカッションペーパー（1号）。
- 経済産業省ホームページ『地域未来牽引企業の選定一覧』
（https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_kenin_kigyou/index.html）。
- 公正取引委員会（2016）『介護分野に関する調査報告書（2016年9月5日）』。
（http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/sep/160905_1.files/03.pdf）。
- 厚生労働省（2015）『誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現－新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン－』。
- 厚生労働省（2016a）『第1回「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料』。
- 厚生労働省（2016b）「につぼん子育て応援団2015年度地域まるごとケア・プロジェクト地域包括及び子育て世代包括ケア先進自治体調査報告会「家族まるごと，地域みんなで支えよう」関係資料平成28年1月14日」。
- 厚生労働省（2017）「『介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて』の一部改正について」（老発0628第9号，2017年6月28日発）。
（http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000088520_2.pdf）。
- 厚生労働省ホームページ「生活支援コーディネーター（（地域支え合い推進員）に係る中央研修テキスト」（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084710>）。

- html)。
- 国土交通省都市局都市計画課 (2014)『都市構造の評価に関するハンドブック』(2014年8月)。
- 全国シルバー人材センター事業協会ホームページ『2017年度都道府県別統計』(http://www.zsjc.or.jp/toukei/list_page)。
- 総務省 (2020)『2020年国勢調査』。
- 総務省 (2021)『2021年経済センサス基礎調査』。
- 総務省 (2023a)『2023年住宅・土地統計調査』。
- 総務省 (2023b)『2023年住民基本台帳人口移動報告』。
- 総務省 (2023c)「人口推計」(2023年10月1日(確定値))。
- 総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>)。
- 総務省行政評価局 (2017)『買物弱者対策に関する実態調査結果報告書』。
- 総務省地域力創造グループ振興室 (2015)『暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書』(2015年3月)。
- 総務省地域力創造グループ振興室 (2024)『2023年度地域運営組織の形成及び持続運営に関する調査研究事業報告書』(2024年3月)。
- 高井逸史・高木さひろ・黒田研二 (2018)「介護予防と生活支援の観点からみた自治会相互活動の現状」『総合リハビリテーション』第46巻3号, pp. 275-279。
- 東京都豊島区 (2017)「第3回選択的介護モデル事業に関する有識者会議「国家戦略特区諮問会議資料」(2017年10月17日)。
- 東京都・豊島区 (2021)『選択的介護モデル事業 報告書 (2021年3月)』。
- 中村義哉 (2009)「介護保険制度下の住民参加型在宅福祉サービス—地域の「支え合い」の現状と課題」『社会福祉学』49(4), 117-130。
- 西野辰哉・大森数馬 (2014)「一中学校区を基本とする日常生活圏域設定の妥当性検討—地方中核地方都市における高齢者福祉行政単位と高齢者の行動実態との比較考察—」『日本建築学会計画系論文集』第79巻第699号, pp. 1109-1118。
- ハートページナビ福岡版 (<https://www.heartpage.jp/fukuoka>)。
- 福岡市 (2016)『福岡市保健福祉総合計画』。
(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/keikaku/shisei/hokenfukusisougoukei-kakuR3-R8sakutei.html>)。
- 福岡市 (2017)「福岡100人生100年時代の健寿社会モデルをつくる100のアクション 福岡市健康先進都市戦略」(2017年9月)。
- 福岡市 (2021)『福岡市保健福祉総合計画 (2021年8月改定)』。
- 福岡市 (2023a)『2023年版福岡市統計書』。
- 福岡市 (2023b)『第9期福岡市介護保険事業計画 (2023~2026年度)』。
- 福岡市 (2024a)『福岡市高齢者保健福祉施策の実施状況』。

- 福岡市（2024b）『福岡市の将来人口推計（2024年4月）』。
- 福岡市（2024c）『東区の各校区データ集（2024年3月）』。
- 福岡市（2024d）『住民基本台帳（日本人）（2024年12月末）』。
- 福岡市（2024e）『教育統計年報』。
- 福岡市「福岡100」（最終閲覧日：2025年1月6日（<https://100.city.fukuoka.lg.jp/>））
- 福岡市福祉局（2023）『2022年度福岡市高齢者実態調査報告書（2023年7月）』。
- 福岡市ホームページ「介護保険の実施状況（統計）（<https://www.city.fukuoka.lg.jp/>）。
- 福岡市ホームページ「消防団の組織」（<https://www.city.fukuoka.lg.jp/syobo/shobodan/shobodan/syobodansoshiki.html>）。
- 福岡市ホームページ「福岡100」（<https://100.city.fukuoka.lg.jp/>）。
- 福岡市ホームページ「生活支援型訪問サービス事業所（2025年1月1日現在）」「生活支援型通所サービス事業所（2025年1月1日現在）」（<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/03/documents/21seikatu-homon.pdf>）。
- 福岡市ホームページ「ふくおか共創パートナー企業」（<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/community/life/chiikinokizunaouendan.html>）。
- 福岡市ホームページ「福岡市のさまざまな地域支援施策（施策一覧・主な施策）」「地域支援施策一覧」（<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/community/life/shisaku.html>）。
- 福岡市シルバー人材センターホームページ（<https://www.fukuoka-sjc.org/>）。
- 福岡市老人クラブ連合会（2024）『2023年度事業報告』。
- 福岡市社会福祉協議会（2017）『生活支援ボランティアグループ活動事例集』。
- 福岡市・福岡市社会福祉協議会（2024）『東区買い物支援ガイドブック（令和6年9月）』
- 福岡市社会福祉協議会「2024年度東区ふれあいサロン一覧」（<https://fukuoka-shakyo.or.jp/user/media/fukuoka-shakyo/page/service/gokinjo/R6salon/higashiku.salon.pdf>）。
- 福岡市社会福祉協議会（各年度）『事業計画』。
- 福岡市社会福祉協議会ホームページ（<https://fukuoka-shakyo.or.jp/index.html>）。
- 福岡市社会福祉協議会ホームページ「福岡市社会福祉協議会について」（<https://fukuoka-shakyo.or.jp/about/index.html>）。
- 福岡市地域包括ケアシステム推進会議（2021）『福岡市地域包括ケアアクションプラン2021～2026（2021年10月）』。
- 福岡市保険外サービス情報提供サイト「ケアインフォ」（<https://careinfo.city.fukuoka.lg.jp/public/top>）。
- 星貴子（2015）「地域包括ケアにおける住民組織の役割と求められる対応」、『日本総合研究所 JRI ビュー』 Vol. 6, No. 25, pp. 130-155。

- 増田寛也（2013）「戦慄のシミュレーション 2040年，地方消滅。「極点社会」が到来する（特集 壊死する地方都市）」，『中央公論』128(12)，pp. 18-pp. 31，中央公論新社。
- 三菱 UFJ 研究所 資料「第109回市町村セミナー資料」。
- 森詩恵（2016）「高齢者の生活支援サービスからみた介護保険改正とその変遷」『大阪経大論集』第67巻第2号，pp. 29-46。
- 森川美絵（2019）「地域包括ケアシステムにおける住民主体・互助としての生活支援－政策理念と基盤整備の現実－」『福祉社会学研究』（16），pp. 99-116。